

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽は生活排水を浄化し、きれいな水にして流すことができます。装置です。

浄化槽の使用者は保守点検や清掃とは別に、機能が正常に維持されているかを確認する、年1回の法定検査が法律で義務付けられています。

法定検査は、鹿児島県環境保全協会の検査員が行います。検査実施期間を4年周期とし、検査員が4年間に1回の基本検査と、採水員が4年間に3回の採水検査を行います。検査対象となった浄化槽の

使用者には、検査日程の事前通知がありますので必ず受検しましょう。



問い合わせ先

- ・役場水道課下水道係
☎ (86) 1114 [直通]
- ・(公財)鹿児島県環境保全協会
☎ 099 (296) 9000 [直通]
- ・鹿児島県生活排水対策室
☎ 099 (286) 3685 [直通]

検査手数料について (一般家庭5～10人槽)

採水員検査	基本検査 (ガイドライン検査)	—
3,000円	5,000円	合併浄化槽
	4,000円	単独浄化槽

手話入門講座の受講生を募集します

町では、手話の基本的な技術を学びたいかたや手話を通じてボランティア活動をしてみたいかたなどを対象に手話入門講座を開催します。手話を習ったことがない初心者のかたも歓迎します。

興味のあるかたはお気軽に申し込みください。

問い合わせ先
役場福祉事務所障害福祉係
☎ (86) 1146 [直通]

○対象者

小学4年生以上

○開催期間および時間

6月11日(木)～11月19日(木) までの毎週木曜日(全23回)
午後7時～8時30分

○会場

町開発総合センター3階

○受講料

無料

※損害保険料350円は自己負担になります。

○申込期限

6月3日(水)

